

【概要版】物品・委託等における電子入札対象案件を拡大します

令和7年4月より、従来、紙による入札・見積書の提出を行っていた案件について、電子による手続きへ移行します。

以下の表のうち、「○」の付いている案件が、令和7年4月から電子化拡大対象となります。

拡大対象となる案件に参加される可能性のある方は、[次の通知\(詳細版\)](#)をご確認ください。(電子入札システムの使用にあたって、ICカード等の準備が必要となる場合があります。)

《電子化拡大対象範囲》

使用システム	入札方式等	拡大対象
少額随意契約システム (横浜市から見積の依頼を受けて見積書や請書を提出するシステム)	見積合せ等	×
電子入札システム	単独随意契約	○
	指名競争入札	○(要ICカード)
	一般競争入札(WTO)	○(要ICカード)
	一般競争入札(条件付)	○(要ICカード)
	公募型指名競争入札	×
	公募型見積合せ	※令和7年夏以降に電子化予定・要ICカード

【お問合せ先】財政局契約部電子入札ヘルプデスク

045-662-7992

開設時間：午前9時から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始を除く）